

# 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて(依命通達)

---

国土交通省物流・自動車局  
自動車整備課  
検査班



## 背景

- 近年、自動車ユーザーの使用の形態が多様化しており、ユーザーの嗜好により追加等をするオプションパーツを取り付けた際の新車及び中古車の新規検査手続きに時間がかかる

## 事業者の声

- 新車においては、登録後まで自動車部品を取付られず、ユーザーへの納車に時間を要する
- 支払いも済ませ車の登録は終えているのに、乗れないという状況になっている。また、実際に乗っていない期間にも税金がかってしまう。
- 指定整備事業者においては、中古車に対して「指定部品」が取り付けられた車両に対して、保安基準適合証を交付することができず、持込検査を行わないといけない
- 保安基準適合証を交付することができず、中古新規OSS申請ができない

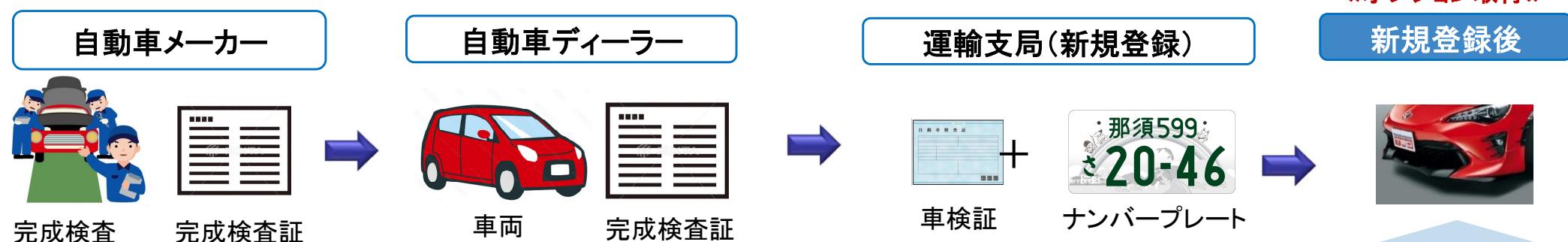


- 従前から自動車のオプションパーツを「登録前」に装着した場合、手続きが必要。「登録前」の装着であっても、手続き無しにして欲しい。

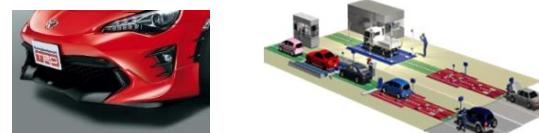
# 新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構(機構)に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする(令和8年1月施行)。

## 《オプション取付》



《オプション取付け》  
完成検査時と相違のため現車提示が必要



機構が保安基準適合性を審査

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要  
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

完検証・保適を有効とし現車審査不要

《オプション取付け》  
一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

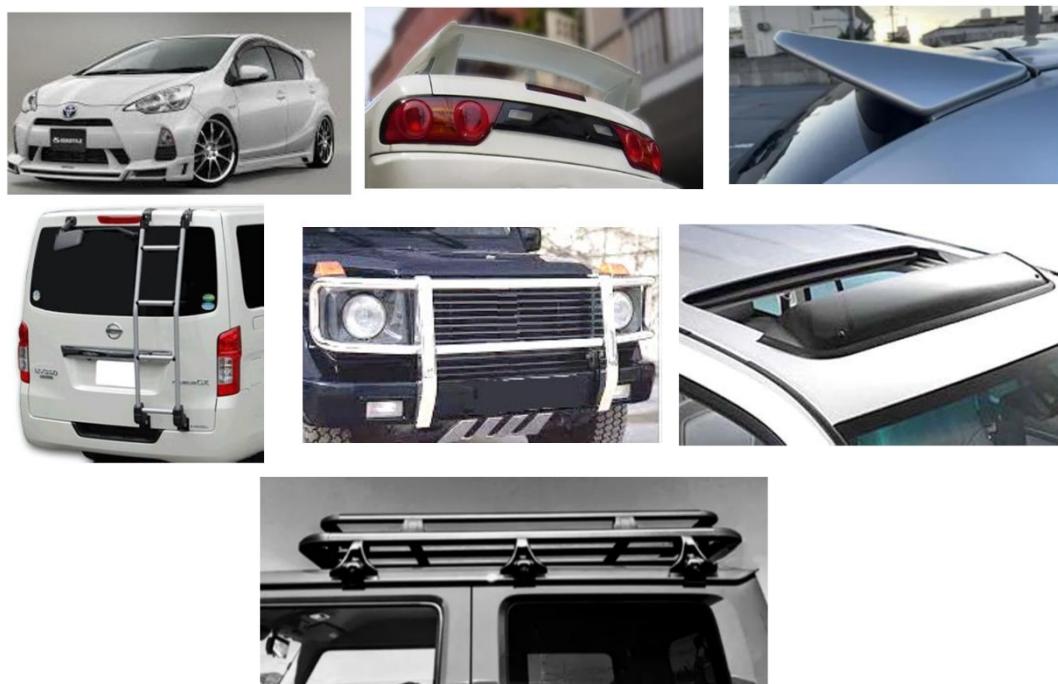
# オプションパーツ例



## 認める例 (以下に該当するもの)

### (1) オプションパーツとして国の指定を受けている部品

【例】



### (2) オプションパーツとして国の指定を受けていない部品の中で、以下全ての条件を満たすもの

- ① 保安基準に抵触しないもの
- ② 車両の全長±3cm・全幅±2cm・全高±4cmの範囲に収まるもの
- ③ 車両の重量±100kg(普通・大型特殊)又は±50kg(小型・軽)の範囲に収まるもの



## 認めない例 (以下に該当するもの)

### 左欄(1)及び(2)以外の部品

【例】



- ・騒音・排ガス規制に影響



- ・指定外部品で長さ幅など  
が一定の範囲を超える
- ・保安基準に抵触  
(突起物)



- ・保安基準に抵触  
(視野遮へい)

# 完成検査終了証の取扱い

＜今回措置＞指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

## ●道路運送車両法

(新規登録の申請)

新規登録

### 第七条

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

(略)

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

## ●自動車型式認証実施要領(依命通達)

(改正後:令和8年1月1日施行)

完成検査終了後に指定製作者等の責任の範疇において、アクセサリ類等を取り付けた場合の取扱いについては、下記によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。

自動車メーカーが自動車ディーラー等に譲渡する前までと規定

一定範囲内の寸法等を規定

## ＜新設＞

●完成検査修了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取り扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

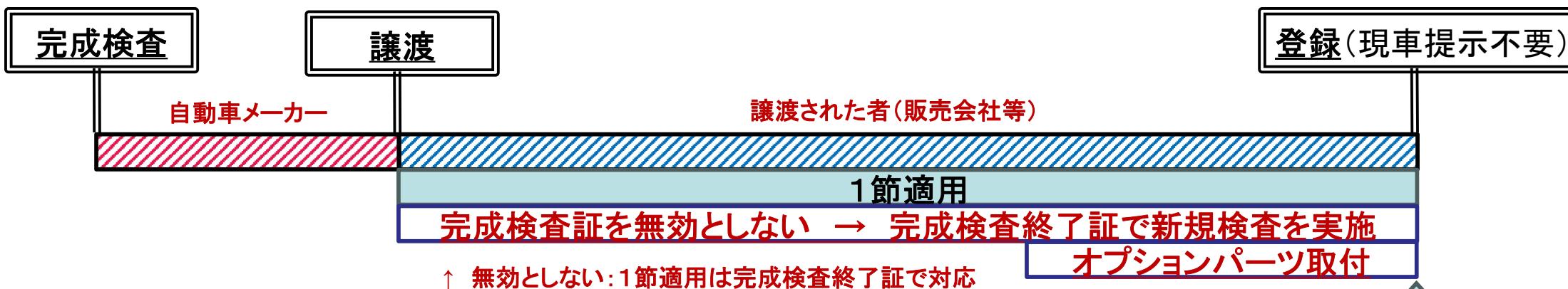
＜今回措置＞完成検査終了証が発行され、譲渡された後が本通達の適用範囲

# 完成検査終了証の取扱い

## [従来の取扱い]



## [新たな取扱い]



## 【ポイント】

- ・保安基準に適合していることが前提
- ・従来の取扱いを廃止するものではない
- ・証明書の提示が必要なものや保安基準の審査が必要なものは、従来どおり持ち込み検査が必要（施行規則第36条第5項、第6項に規定する安全・環境基準の適合性に影響がある改造や変更など）
- ・本通達により制限なく認められるものではないことに留意

2  
節  
適  
用

# 保安基準適合証の取扱い

＜今回措置＞指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、保安基準適合証の交付を可能とする

## ●道路運送車両法

(保安基準適合証等)

### 第九十四条の五

5 **自動車検査員**は、第十六条第一項の申請に基づく**一時抹消登録を受けた自動車**又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象**軽自動車**若しくは**二輪の小型自動車**については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る**自動車登録ファイル**に記録され、又は**自動車検査証返納証明書**に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

保安基準適合証を発行すること

一定範囲内の寸法等を規定

## ＜新設＞

●完成検査修了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて  
(依命通達)

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取り扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

## 保安基準適合証の取扱い

- ・ 中古新規の車両に指定部品が装着されていても保安基準適合証を交付して良いの？  
→構造等に関する事項に変更がないものとして交付することが可能です。
- ・ バンパー交換などで特定整備が発生した場合は？  
→エイミングが必要な部品の脱着作業があった場合は、特定整備に該当することから、その整備作業及びエイミング実施について特定整備記録簿の作成が必要です。
- ・ 自動車整備事業者が行った部品装着により、不正改造状態となった場合は？  
→行政処分の対象となり得ます。
- ・ オプションパーツ取付の責任の所在は？（完成検査証・保安基準適合証共通事項）  
→譲渡された者、使用者又は取付を行った自動車整備事業者になります。